

広島県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年十二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|--|-------------|
| 県道江田島大柿線 | 江田島市江田島町江南一丁目一九二六番一地从 江田島市江田島町江南一丁目二〇一八番四地先まで | 平成二十六年十二月八日 |